

特定看護師（仮称）の考え方（案）

平成 23 年 6 月 28 日

チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ座長

有賀 徹

1. 検討の背景

近年、医療現場では、患者の高齢化や医療の高度化・複雑化に伴い、高度かつ専門的な疾病の治療の提供と併せて、療養生活の質を向上させるための専門的なケアを提供する必要性が高まっている。こうした医療を安全かつ効率的に患者に提供するためには、医師のみならず、多様な医療スタッフが互いに連携・補完し合い、それぞれの専門性を最大限に発揮する「チーム医療」の推進が必要不可欠である。

多様な医療スタッフの中でも、看護師は、あらゆる医療現場において、医学的な観点のみならず、社会的な背景や心理的な状況も含めて、患者の状態を総合的かつ継続的に把握・評価しながら、診療に関連する業務から患者の療養生活の支援に至るまで幅広い業務を実施している。このため、看護師には、他の医療スタッフと目的・情報を共有することで円滑なチーム医療の遂行に寄与することとともに、医療関係者や患者のニーズに合わせて、疾病の治療促進と療養生活の質の向上の双方の視点をもった看護サービスを提供することが求められている。

さらに、在宅医療の場面等では、今後、在宅療養者等の増加が見込まれる中、医師が医学的な判断に基づき治療計画を決定し、看護師が日常的な症状のコントロールや軽微な症状変化への応急的な対応等について幅広く実施するといった連携・協働のモデルを推進していく必要がある。

現在、こうした医療現場のニーズに対し、専門的な能力を備えた看護師を養成する取組が進められつつあるものの、看護師の業務のうち「診療の補助」（医行為）について、個々の医行為が「診療の補助」の範囲に含まれるか否かが必ずしも明確でなく、その専門的な能力を医療現場で最大限に発揮することが難しい状況にある。

こうした状況を打開し、患者に対してさらに良質な看護サービスを提供するため、平成 21 年度の「チーム医療の推進に関する検討会」の提言を受け、従来の看護業務における医行為（診療の補助）の実施の在り方を再評価した上で、一定の医学的教育・経験を前提に専門的な臨床実践能力を有する看護師が、患者の状態を総合的かつ継続的に把握・評価する看護師の職能を基盤として、幅広い医行為（診療の補助）を含めた看護業務を実施することができるよう、新たな枠組みを構築する方針で検討を進めてきた。

2. 特定看護師（仮称）制度の枠組みの考え方

看護師は、保健師助産師看護師法上の定義のとおり、患者に対し、患者の状態を総合的かつ継続的に把握・評価しながら、「診療の補助」と「療養上の世話」とを統合した看護サービスを提供する役割を担っている。今後、患者の高齢化や医療の高度化・複雑化が進む中で、従来よりも質の高い医療を提供するためには、あくまで看護師本来の職能を基盤としつつ、従来「診療の補助」の範囲に含まれるか否かが必ずしも明確でなかった医行為について検討を加え、その成果を適切に取り込みながら「診療の補助」と「療養上の世話」とを統合し、看護サービスを提供できるようにする必要がある。

こうした観点から、専ら侵襲性の高い医行為を行う新たな職種を創設するのではなく、看護師

の能力に応じ、医療機関等において医療安全を十分に確保することを条件としつつ、医療現場のニーズを踏まえ、適切かつ効率的に看護業務を展開する枠組みを構築することとする。

(1) 業務に関する枠組み

医療現場の実態に配慮し、いわゆる「業務独占」とはしない。一方で、十分に医療安全を確保することができる枠組みを構築することとする。

一定の要件を満たした看護師に限り特定の行為の実施を認める内容（いわゆる「業務独占」）の法整備を行う場合には、その他の看護師は当該行為を実施することができなくなり、昨年の看護業務実態調査において、調査対象とした業務・行為のほとんどについて、少数ながらも「現在看護師が実施している」との回答がなされたことにかんがみれば、医療現場に混乱をもたらすおそれがある。

一方で、現行法の下、通知等により「診療の補助」の範囲を明確化する場合には、法律上実施することが認められる業務はすべての看護師について同一である以上、その範囲については、看護師全体の平均的な能力を前提に検討する必要がある。その結果、明確化できる範囲は限定的なものにならざるを得ない。

このため、新たな枠組みとしては、いわゆる「業務独占」ではなく、幅広い医行為（診療の補助）を含めた看護業務について、専門的な能力を備えていると公的に認められた看護師（いわゆる「特定看護師（仮称）」）が医師の「包括的指示」の下で実施することができることとしつつ、その他の看護師は、医療安全を確保できる十分な体制が整備された状況において、これを医師の具体的な指示の下に実施することができるものとすべきである。

(2) 名称に関する枠組み

看護師と異なる新たな職種の創設と誤解されないよう配慮し、いわゆる「名称独占」とはしない。一方で、医師や患者が容易に識別することができるよう「見える化」を図ることとする。

一定の要件を満たした看護師に限り一定の名称（例えば、「特定看護師」等）を名乗ることを認める内容（いわゆる「名称独占」）の法整備を行った場合には、従来、業務範囲が医学的専門性・独立性を有している場合に新たな職種として同様の法整備が行われてきたことにかんがみ、看護業務の在り方に関する検討であるにもかかわらず、「看護師」と異なる新たな職種（「特定看護師」等）の創設と誤解される可能性がある。

このため、新たな枠組みとしては、いわゆる「名称独占」ではなく、患者の安心や医療安全の確保、医療スタッフ間の円滑な連携を推進する観点から、専門的な能力を備えている看護師について、医師や患者が容易に識別することができるよう、公的に「見える化」を図るものとすべきである。

3. 制度の骨子（案）

(1) 認証の方法等

○ 以下の要件を満たした看護師は、その専門的な能力について、厚生労働大臣の認証を受ける

ことができることとする。

- ① 看護師の免許を有すること
 - ② 実務経験5年以上であること（③のカリキュラムの修業開始前）
 - ③ 厚生労働大臣の指定を受けたカリキュラムを修了すること
 - ④ 厚生労働大臣の実施する試験に合格すること
- 厚生労働大臣の認証には、2年間のカリキュラムを経て修得した能力の認証と8ヶ月程度のカリキュラムを経て修得した能力の認証を設けることとする。（8ヶ月程度のカリキュラムの修了者については、2年間のカリキュラムの修了者に比べ、より限定的な分野に関連した能力の認証を受けることとなる。）
- 認証を受けた看護師は、医師や患者が容易に識別することができるよう、「特定能力認証証」（仮称）を着用することとする。
- 試験及び認証の実施事務は、厚生労働大臣が指定する第三者機関に委託することとする。

（２）業務の実施方法

- （１）の認証を受けた看護師は、「診療の補助」のうち侵襲性の高い一定の医行為（以下「特定行為」という。）について、その他の「診療の補助」と同様、医師の「指示」を受けて実施することを可能とする。
- （１）の認証を受けていない看護師が特定行為を実施する際には、医療安全の確保の観点から、平時・緊急時のいずれも一定の組織的な安全管理体制等が整備されている状況において、医師の「具体的な指示」（実施の可否や実施方法に関する詳細な指示）を受けることとする。

４．引き続き検討を要する論点

新たな制度を実現するためには、専門的な能力を確保することが最も重要であり、教育体制の整備や専門的な能力の確認システムの構築が必要不可欠となる。

こうした観点から、カリキュラムや試験の内容・方法、「特定行為」の内容については、昨年度から実施している「特定看護師（仮称）養成 調査試行事業」、今年度から実施している「特定看護師（仮称）業務試行事業」の実施状況を踏まえ、引き続き、詳細な検討を進める。

また、専門看護師・認定看護師（関係団体等による専門的な能力を備えた看護師の認定制度）の認定を受けた看護師が３．（１）の認証を受けるための要件について、医療安全の確保の観点からその知識・技能の水準を勘案しつつ、具体的な検討を進める。

なお、チーム医療を推進し、良質な医療の提供を実現するためには、看護業務の在り方（看護師一般の業務範囲の拡大・明確化、事務職員や看護補助者の活用）、看護師の基礎教育及び継続教育の内容、他の医療スタッフとの役割分担・連携等について、検討を行う必要がある。